

プロポーザル参加者 様

横浜市経済局商業振興課長

## 質問回答書

- 1 件 名 : 横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業 業務委託  
 2 担当部署 : 経済局商業振興課  
 3 連絡先 : 電話 045(671)3838 F A X 045(664)9533  
 4 内 容 : 以下の通り

	質問事項	回答
1	新規出店希望者の誘致にあたっての留意事項に「対象商店街の会員として、商店会に加入すること」と書かれていますが、当事業受託事業者が加入するという理解でよろしいでしょうか。その場合、加入期間の制約などありますか。	当事業受託事業者の商店会への加入は不要です。なお、当委託事業において新規出店希望者が開業する際は、商店会に加入していただく必要があります。
2	店舗誘致のための商店街の担い手育成に結びつくマッチング活動のひとつとして、情報発信用の制作物（WEB サイト等）を作った場合、その著作権はどこに帰属しますか。	仕様書内委託契約約款第 5 条第 1 項に定めるとおり、当委託事業において制作されたホームページ等の著作物については、原則として、本市にその著作権等を譲渡する契約とさせていただきます。